

平谷村立平谷小学校 いじめ防止基本方針

平谷村立平谷小学校

一 目的と目指す方向（基本理念）

本方針は、いじめ防止対策推進法および「長野県いじめ防止基本方針」に基づき、平谷小学校におけるいじめの防止、早期発見、およびいじめへの適切な対処のための対策を総合的かつ実効的に推進するために定める。

いじめはどの児童にも、どの学級にも起こり得るものであるという認識に立ち、いじめの件数の多寡に関わらず、事象が発生した際にいかに迅速・適切に対応し、真の解決に結びつけられるかを最重要視する。

【1. 未然防止の徹底】

教職員が自らの人権感覚を磨き、全児童が自他を尊重し合える人間関係を築き、安心して学習できる環境をつくる。

【2. 自己有用感の育成】

児童一人一人が集団の中で役割を自覚し、自己肯定感や自己有用感を高められる機会を設ける。

【3. 大勢の目による見守り】

小規模校の特性を活かし、教職員だけでなく保護者、地域住民などの「大勢の大人の目」で児童を見守り、早期発見・早期対応に努める。

【4. 児童に寄り添う支援・指導】

いじめが発生した際は、いじめられた児童の心身の安全を第一に守り抜き、家庭や関係機関と連携して解消まで寄り添い続ける。

二 「いじめ」の定義と認識

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、本校に在籍しているなど一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. 認知における留意点

- 児童の立場に立った客観的判断

個々の行為がいじめに当たるかは、いじめられた児童の立場に立ち、学校の組織（複数学年・全職員）で客観的に判断する。

- ささいな兆候の重視

ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せず、いじめの可能性のある事象として広く認知の対象とする。

- 見えにくいいじめの想定

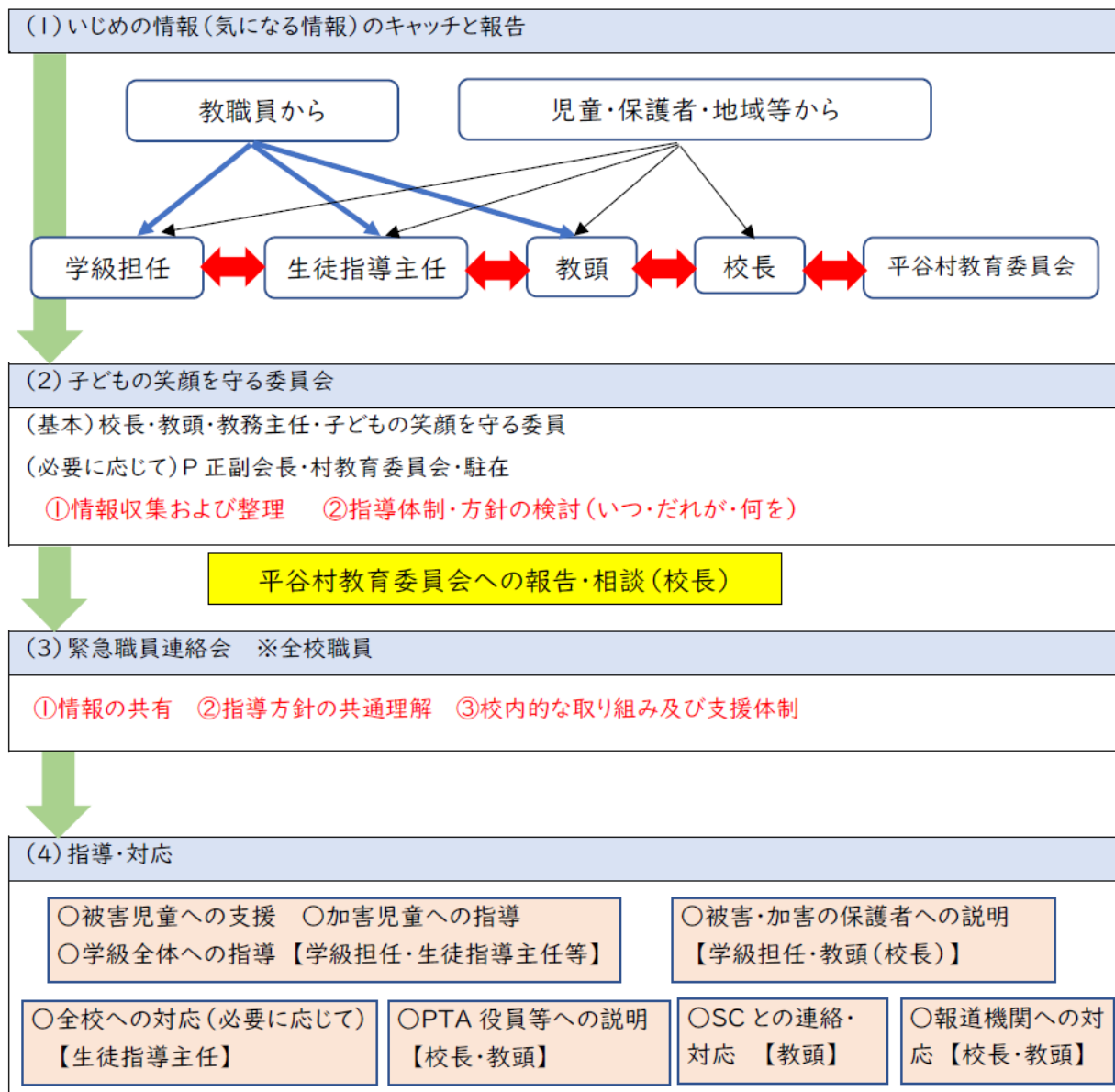
からかい、嫌がらせ、陰口、無視などは日常のトラブルに見えるが、継続することで児童を精神的に追い詰める。大人の見えにくい場所で行われることが多いため、「問題が見えるようにする」姿勢を常に持つ。

三 学校におけるいじめ防止等の組織

本校におけるいじめ対策の中核として、全職員で構成する柔軟かつ機動的な組織を設置・運営する。

組織名称	平谷小学校 子どもの笑顔を守る委員会 【構成員】 校長（責任者）、教頭、教務主任、副教務主任、養護教諭、学級担任、その他関係職員（必要に応じてスクールカウンセラーや専門家を交える）
主な役割	① 学校いじめ防止基本方針の策定 ② 児童・保護者からの相談・通報の窓口機能 ③ いじめの疑いに関する情報の収集・記録、職員間での確実な情報共有 ④ 事案発生時における組織的対応のコントロールタワー（方針決定・役割分担）

【いじめ対応への基本的な流れ】



四 具体的な取組

1. 未然防止(いじめの起きにくい学校・学級づくり)

● 日々の授業の充実

主体的な学びを通じた授業改善と規律の徹底。道徳教育や体験活動を通じ、生命の尊重と思いやりの心を育む。

- **少人数・異学年交流の活用**

全校児童の顔が見える強みを活かし、異学年交流や地域連携行事を工夫し、多様な価値観を認め合う態度を育てる。

- **「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知**

学校の明確な姿勢を、全校集会、F.LAT 会合、学校運営協議会などを通じて保護者や地域へ強く発信する。

- **職員研修の充実**

教職員自身の言動が児童を傷つけないよう人権感覚を磨く。特別な配慮が必要な児童への理解について SC 等の助言を得て学ぶ。

2. 早期発見（アンケートと相談体制の充実）

- **日常活動における観察**

児童の表情の変化を注意深く観察し、日記や生活記録を通した対話、声かけを徹底する。

- **アンケートと個別面接の連動**

定期的な「なかよしアンケート」を実施し、個別面接を組み合わせ児童の SOS を把握する。

- **相談窓口の工夫**

校長室や保健室など「いつでも相談できる」環境を整備。郊外の相談窓口として、「子ども支援センター」、「学校生活相談センター」、「チャイルドライン」、「SNS を活用した相談」等を周知する。

- **「SOS の出し方に関する教育」の推進**

児童自らが困難なときに大人や相談機関に SOS を発信できるよう特別授業を実施する。

3. いじめへの対応（組織的かつ迅速な対応）

いじめの情報を得た教職員は、決して一人で抱え込まず、速やかに「子どもの笑顔を守る委員会」に報告し、組織的対応を行う。

- **いじめられた児童への支援**

「あなたは悪くない、必ず守り通す」という姿勢を全職員で示し、安心を確保。必要に応じて弾力的な措置を行う。

- **いじめた児童への指導・保護者への助言**

事実を正確に聴き取り、いじめを直ちにやめさせる。背景にある要因に留意し、被害者との関係修復に向けて指導を継続する。

- **保護者・教育委員会との連携**

双方の保護者へ迅速に連絡し、事実と対応方針を共有。平谷村教育委員会への速やかな報告を行う。

- **ネット上のいじめへの対応**

情報モラル教育を推進。不適切な書き込みを発見した場合は、関係機関と連携して削除依頼等の措置を講じる。

いじめの「解消」の定義

単に謝罪や表面的な和解をもって安易に解消とはしない。以下の 2 つの要件が満たされた状態をいう。

1. いじめに係る行為が少なくとも 3 ヶ月を目安として止んでいること。
2. 被害児童が心身の苦痛を感じていない（本人および保護者への確認）こと。

五 重大事態への対応

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、または年間 30 日を目安として不登校を余儀なくされている疑いがあるときは、「重大事態」として対応する。

- 「疑い」の段階での迅速な調査開始

事実関係が確定していなくても、「疑い」が生じた段階で平谷村教育委員会に報告し、調査を開始する。

- 調査組織の設置

公平性・中立性・客観性を確保するため、事案の関係者と利害関係のない外部の専門家（弁護士、医師、専門家等）の参加を仰ぎ調査組織を設置する。

- 事実の明確化と再発防止

客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、同種の事態の発生を防止するための再発防止策を構築する。

- 被害児童・保護者への情報提供

調査の目的やスケジュール等を事前に説明し、明らかになった事実関係を適時・適切な方法で丁寧に説明・報告する。

六 学校評価および教員評価

・学校評価への位置づけ：いじめ防止等の達成目標を設定し、その実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、PDCA サイクルで改善を図る。

・評価における留意点：いじめの有無や件数の多寡のみで評価するのではなく、日常的な児童理解、未然防止、早期発見、および迅速かつ適切な組織的対応などの「プロセス」を正に評価する。

附則

本方針は、児童や保護者、地域住民の意見を取り入れながら、学校の実情に応じて適時見直しを行う。